



2025年9月26日

各 位

本社所在地 東京都墨田区横網1-10-5  
KOKUGIKAN FRONT BUILDING 3階

会社名 堀田丸正株式会社

代表者 代表取締役社長 上杉隼士  
(コード番号 8105 東証スタンダード)

問合せ先 管理部長 矢部和秀  
(TEL 03-6824-9481)

## 譲渡制限付株式ユニット (RSU) による 事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式ユニット（以下「RSU」といいます。）による事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を2025年11月11日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社の対象取締役に対して報酬として当社普通株式の割当てのための金銭報酬債権を支給することとなるため、本制度の導入は、本臨時株主総会において、かかる報酬を支給することにつき承認を得られることを条件といたします。

なお、2022年6月29日開催の当社第118回定時株主総会において、当社の対象取締役の報酬額は月額2,000万円（年額2億4,000万円）以内として、承認をいただいておりますが、本制度に係る報酬枠は、上記の報酬枠とは別枠として、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、本臨時株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の執行役員その他従業員に対しても、本制度と同様の株式報酬制度を導入する予定です。

#### 2. 本制度に係る報酬の額及び具体的な内容

##### (1) 制度の概要

本制度は、対象取締役に対して当社取締役会が定める数のRSUを付与し、当社取締役会が定める継続勤務期間の終了後に、継続勤務期間中に継続して当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の地位にあったことその他当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、権利確定したRSUに応じて定まる数の当社普通株式の交付を行う株式報酬制度です。当社普通株式の交付に際して、対象取締役には、権

利確定したRSUの数と同数の当社普通株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を会社に現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分いたします。なお、本臨時株主総会による決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて当社が発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、対象取締役に交付する当社普通株式数は、かかる分割比率又は併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

取得した当社普通株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

## (2) 本制度に係る金銭報酬債権の金額及び割当株式数の上限

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分する当社普通株式の総数は、500万株を上限といたします。また、本制度に基づき対象取締役に対して当社普通株式を発行又は処分する際の割当株式数は、当該割当株式数と当該発行又は処分より前に本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分した当社普通株式数の合計数が、当該発行又は処分の直前時点の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の0.25%を超えない範囲に設定するものといたします。

但し、本臨時株主総会による決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて当社が発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、この上限数は、かかる分割比率又は併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

また、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、対象取締役に對して発行又は処分する当社普通株式の総数に、下記（4）に規定する1株当たりの払込金額を乗じた額とします。

## (3) 本制度に基づき割り当てる当社普通株式の数及び支給する金銭報酬債権の額の算定方法

当社は、対象取締役に付与するRSUの数を当社取締役会にて決定し、継続勤務期間の終了後、対象取締役が継続勤務期間中に継続して当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の地位にあったことその他当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、権利確定したRSU 1単位につき当社普通株式1株に相当するものとして、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を決定します。また、各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額は、対象取締役に交付される当社普通株式の数に、1株当たりの払込金額を乗じた額といたします。

## (4) 1株当たりの払込金額

本制度に基づき対象取締役に割り当てられる当社普通株式1株当たりの払込金額は、当該割当てのために行う当社普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近営業日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において、当社取締役会において決定する額とします。

## (5) 金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の割当てに関する条件

当社は、継続勤務期間の終了後、対象取締役が継続勤務期間中に継続して当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の地位にあったことその他当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、各対象取締役に對して金銭報酬債権を支給し、金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、各対象取締役に当社普通株

式を交付します。

但し、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、継続勤務期間が満了する前に当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の地位を退任した場合は、当社取締役会は、権利確定するRSUの数、交付される当社普通株式の数、支給される金銭報酬債権の額並びにこれらの交付及び支給の時期を、必要に応じて合理的に調整します。

#### （6）RSUの消滅事由等

対象取締役において当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合、当社は、当該対象取締役に付与したRSUについて、権利未確定の部分の全部又は一部を消滅させることができるものとし、権利確定済みの部分については、かかる事由又はその原因となる行為が当該RSUの権利確定前に存在していたことが判明した場合において当社取締役会が相当と認めたときは、対象取締役に対して、かかるRSUに関して交付した当社普通株式の全部又は一部を無償で返還させることができるものとします。

#### （7）その他

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社は、当社取締役会の決議に基づき、合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編行為等の相手方の株式を交付することができます。

以 上